政　令

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英

組合等登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十五号

組合等登記令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の十第一項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の七第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（継続の登記）

第七条の二　組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（継続の登記の申請）

第十九条の二　継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

第二十六条第六項中「規定は」の下に「、外国法事務弁護士法人」を加え、同条第七項及び第八項を削る。

別表中「第六条」の下に「、第七条の二」を加える。

別表医療法人の項の次に次のように加える。

外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法

別表監査法人の項登記事項欄中「電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「」及び「」という。）」を削る。

別表弁護士法人の項根拠法欄中「弁護士法」の下に「（昭和二十四年法律第二百五号）」を加える。

附　則

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二十六条第六項の改正規定、別表医療法人の項の次に外国法事務弁護士法人の項を加える改正規定及び別表監査法人の項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

法務大臣　岩城　光英
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第五十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（昭和六十二年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ及び同項第五号中「又は外国法事務弁護士」を「、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人」に改める。

附　則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。